

水沢体育館

使用区分				基本使用料		付加使用料	
				全面使用の場合	片面使用の場合		
体育館	貸切使用の場合（1時間までごと に）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	1 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 300円 (2) 片面使用の場合 150円 2 放送設備を使用するときは、一式1回につき1,100円を徴収する。 3 ステージ照明を使用するときは、1時間までごとに270円を徴収する。 4 設備以外の器具、器材の持込みにより電気を使用するときは、1回路につき110円を徴収する。
			その他の催しに使用する場合	一般	600円	300円	
					1,200円	600円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円		
			一般	1,200円	600円		
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,800円	900円		
	営利を目的とする場合	6,000円	3,000円				
個人使用の場合（1人1回の入場につき）		児童及び生徒		50円			
		一般		110円			
会議室（1回の使用につき）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき160円		設備以外の器具、器材の持込みにより電気を使用するときは、1回路につき110円を徴収する。		
		その他の催しに使用する場合	1室につき270円				
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき450円				
		その他の催しに使用する場合	1室につき910円				

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。